

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タジキスタン	貧困農民支援に関する日本国政府と 府とタジキスタン共和国政府との 間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄 与するために必要な生産物及び役務の購入	190,000 千円 H25. 3.31 まで	H24. 3.15 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 今橋啓介在任タジキ スタン大使館大使 タジキスタン側 ハムラー ハシ・ザリフイ外務大臣	H24. 4. 2 105号
タジキスタン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とタジキス タン共和国政府との間の交換公 文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	88,000 千円 H29.12.31 まで	H24. 6.11 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 今橋啓介在任タジキ スタン大使館大使 タジキスタン側 ハムラー ハシ・ザリフイ外務大臣	H24. 6.22 222号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。